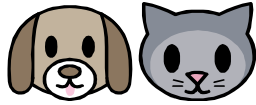


# 衛生だより



令和元年度第26号(8月)発行  
千葉県北部家畜保健衛生所  
東部・北部家畜防疫獣医師会  
〒287-0004 香取市岩ヶ崎台12-1  
Tel: 0478-54-1291 Fax: 54-5996  
夜間・休日緊急(転送されます)  
(公社)千葉県畜産協会  
〒260-0021 千葉市中央区新宿1-2-3

## 獣医師法第8条第2項の規定に基づく 「獣医師の業務停止処分」について

農林水産大臣は、獣医師4名に対し、獣医師法に基づく業務停止の処分を行いました。

### ◆大阪府在住49歳:業務停止1年

事件概要:薬局開設者又は医薬品の販売業の許可なく、かつ、法定の除外事由がないのに、業として医薬品を販売した。

司法処分:罰金30万円(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律違反)

### ◆東京都在住44歳:業務停止6ヵ月

事件概要:児童ポルノ動画データを、インターネットを通じて不特定多数のインターネット利用者に対し動画の再生閲覧可能な状態にし、児童ポルノを公然と陳列した。

司法処分:罰金70万円(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反)

### ◆秋田県在住58歳:業務停止4ヵ月

事件概要:酒気を帯び、呼気1リットルにつき0.15ミリグラム以上のアルコールを身体に保有する状態で車を運転した。

司法処分:罰金35万円(道路交通法違反)

### ◆青森県在住39歳:業務停止1年4ヵ月

事件概要:長女(当時2歳)に暴行を加え、左大腿骨骨幹部骨折の傷害を負わせた。

司法処分:懲役2年6月執行猶予4年(刑法第204条)

獣医師の皆様には、獣医師法をはじめとする関係法令を遵守いただくとともに、獣医師の社会的信用を失うことのないようお願い致します。

## ★変更届提出のお願い★

診療施設開設届出事項に変更があった場合は、10日以内に家畜保健衛生所に変更届を提出してください。

詳しくは下記ホームページをご覧ください。様式ダウンロードもできます。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/chikusan/shinryoushitsu/kaisetsu.html>

届出提出先・お問合せ先

北部家畜保健衛生所 Tel.0478-54-1291 Fax.0478-54-5996

〒287-0004 千葉県香取市岩ヶ崎台12-1